

広がれ!! たすけあいの

輪



基本は一人で自由に
買物をさせていただく。
気を使わず自分の好き
なように時間を使って
もらいたいです。

生活  支援体制
整備事業

 たがみまち  ふれあいネットワーク
社協だより

大盛況!!



地域支え合い
フォーラム

詳細は2ページをご覧ください。

第169号

令和5年11月24日 発行

「社協」は社会福祉協議会の略称です。

編集発行 **社会福祉法人
田上町社会福祉協議会**

住所 田上町大字原ヶ崎新田3071
TEL 0256-57-5877
FAX 0256-57-5073



田上町社協



この社協だよりは共同募金の配分金の助成を受けて発行しています。



● **展示場所**
道の駅たがみ

● **展示期間**
12月11日(月)
～12月22日(金)

今年度も小・中学生の生徒の皆さんより学校生活や日常生活を通して地域の人への感謝の気持ちを伝える『ありがとうメッセージ』にご協力いただきました。大勢の生徒の皆さんからご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

心温まるメッセージを展示いたしますので是非ご来場ください。

地域の人へありがとう
メッセージを
展示いたします。



地域支え合い

フォーラム

「つながるささえるたがみまち」
9月24日、支え合い助け合いの必要性を伝え、活動を広めるためフォーラムを開催しました。

全国で広まっている活動の事例紹介や、地元の実践者から、畑でつながる居場所づくりと買物送迎の取組みについて発表していただきました。

誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に参加することが重要です。

お互い様の地域を目指して、できることで協力してみましょ

地域でつながろう!!

第2次田上町地域福祉活動計画の取り組みについて⑦

今、私たちを取り巻く社会が大きく変わってきています。個人では解決できない地域の課題がたくさんあります。

町民の皆さんの声をもとに、5ヶ年計画を作成し、7つの実施プランを立てました。笑顔が輝く地域を目指して、一人ひとりができることを始めてみませんか？

実施プラン

6 「困りごとを地域で支え合おう」

課題 除雪、ゴミ出し、買い物、移動等、個々の困りごとが多様化しています。お互い様の意識を持ち地域の問題を自分事と捉え、住民同士で解決に向けた検討や取組みを行うことが重要です。

5年後、こんな地域を目指そう!

- ・声を掛け合える関係ができています。



社協・町が取り組むこと

- ・地域のたすけあい活動の普及
- ・困りごとと活動者を繋ぐ仕組み作り
- ・共同募金の助成金や社協会費の活用

みんなで取組もう

- ・お互い様の意識を心がけましょう。
- ・困っている人がいたら声をかけてみましょう。
- ・地域の活動に積極的に参加しましょう。

～みんなで作ろう!! 笑顔が輝く地域のしくみ～

除雪機貸出し

助け合いの
お手代い

自力での除雪が難しい世帯等を対象に支援を行うボランティアに対して、除雪機やスノーダンプを貸出しいたします。

除雪等の生活支援を行うことで地域の見守りにつながりますので、助け合い活動の一助として活用してください。

貸出し用物品

- ・ 除雪機 2台
- ・ ガソリン携行缶 2個
- ・ スノーダンプ 5台
- ・ アルミスコップ 10本



貸出し対象者

- ・ 要援護者世帯の除雪を行う方
- ・ ボランティアセンター登録者
- ・ 自治会
- ・ ボランティア団体

貸出し料

無料(ガソリン代は各自負担)

その他

- ・ 除雪機は軽トラックで取りに来てください。(運搬時に使う軽トラック用の橋板あり)
- ・ 万一に備えボランティア保険の保険加入が条件となります。

貸出し受付

地域福祉課 ☎57-5877

月曜から金曜(祝日除く)

午前8時30分～午後5時30分

※田上社協ホームページ「地域福祉事業」から申込書をダウンロードできます。

行事紹介 田上町文化祭に出展!! (10月17日~25日に開催)

ハロウィーンな文化祭🎃 障がい者支援センター

生活介護の利用者さんが制作した「ちぎり絵」を出展しました。

テーマは『海』と『ハロウィーン』に決め、折り紙をちぎり、完成を楽しみにしながら1カ月かけて制作しました。

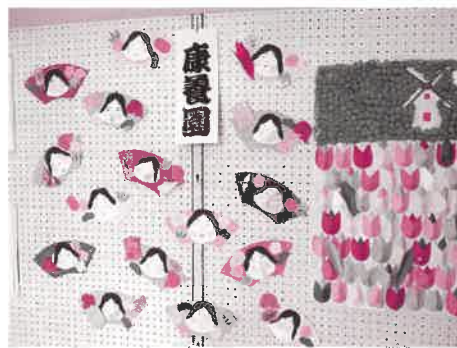
文化祭に行った利用者さんはきれいに展示されている作品を見てとても喜んでいました。



芸術の秋を満喫! デイサービスセンター 康養園

利用者さんが日頃の余暇活動で作った塗り絵や俳句、季節の壁紙等を出展しました。

文化祭の来場者から康養園の力作揃いの作品を見て、感動したと称賛の言葉をいただきました。



老人クラブの役員の有志で道の駅たがみ裏の植込みを利用し、「花いっぱい運動」を実施中です！春に綺麗な花が咲くので、乞うご期待！
【問合せ先】
地域福祉課（老人クラブ事務局）
☎57-5877

老人クラブでは様々な行事に取組んでいます!!
9月は第6回協栄杯屋内ペタンク大会を開催!!協栄信用組合田上支店小林支店長から激励の言葉をいただき、支店長もペタンクに参加し、全員が気持ちの良い汗を流して楽しみました。10月は高齢者学習塾「交通安全講習会」と題し、田上自動車学校の指導員から、安全運転について学びました。また、カラオケ教室では、講師に美川憲一のヒット曲「新潟ブルース」の作曲家である山岸之起氏を迎え、歌い方を指導していただきました。
このように毎月様々な学びや活動を実施しています。行事に参加するには、各地区の老人クラブへの加入が条件ですが、見学も大歓迎ですので事務局までご連絡ください!

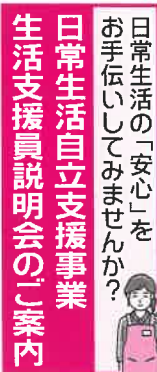
習ばたけ!!
シニアクラブ!!
あなたは知っている?老人クラブ活動!
田上町老人クラブ連合会

【問合せ先】
地域福祉課
☎57-5877

【説明会日時】
令和6年1月19日(金)
13時~14時(予定)

場所
田上町総合保健福祉センター
1階会議室

日常生活の「安心」を
お手伝いしてみませんか?
日常生活自立支援事業
生活支援員説明会のご案内
本会では、「日常生活自立支援事業」の利用者への支援を担う生活支援員を募集しています。
本事業は障がいや認知症などで判断能力が低下し自分一人の判断に不安のある方が、地域の福祉サービスを円滑に利用できるように支援する制度です。
生活支援員は、定期的に利用者の自宅等に訪問し支援計画に基づいて支援を行います。
支援内容は、福祉サービス利用の手続き、日常的なお金の出し入れ、医療費や公共料金の支払いなどです。また、支援内容や利用者の様子、利用者から受けた相談等について報告、記録していただきます。
そこで、まずは本事業の制度や生活支援員の役割など知っていただくために説明会を行います。生活支援員に関心がある方、福祉に携わっていた方、など参加を希望する方はお申込みください。



----- ボランティアセンター通信 ②⑦ -----

使用済み切手

前号に掲載した使用済み切手の使いみちについて大変反響があり、寄付をして下さる方が増えております。ご協力ありがとうございます。

今回は、使用済み切手の整理方法について簡単に紹介いたします。

整理方法

封筒やハガキに貼られたままの切手の周囲を5ミリ程度の余白を残して切り取る。(紙から切手を剥がさない。)切手が複数枚の場合はまとめて切り取る。

寄付の対象外となる切手

- 破れている
- 周りのギザギザが欠けている
- 折り目がある
- 消印以外の汚れやテープが貼られている

その他の寄付の受入れ

未使用切手、書き損じハガキ、未投函の完成ハガキ

持込む場所

社協窓口(総合保健福祉センター玄関に専用の箱を設置)



行事報告

知的障がい・発達障がい講演

10月3日、障がいの理解の促進を目的に、にいがた知的障がい啓発隊「ぶりっじ」の皆さんからお話しをしていただきました。

ぶりっじは、新潟地区手をつなぐ育成会員で、当事者のお母さん達が立ち上げて啓発活動を行っています。

障がいの特性の説明やご自身のお子さんの言動を例にした対応の仕方、疑似体験を通じて知的障がいや自閉症特有の見方・聞こえ方・感じ方を体験しました。

多種多様でそれぞれ現れ方も違う障がいは、一見するとなかなか理解が難しいことがありますが、まずは障がいを知り、そして正しく理解していきましょう。

視覚障がい講座

10月25日、視覚障がいの理解の促進と支援を目的に開催いたしました。

加茂視覚障害者福祉協会から講師を迎え、障がいの知識や日常生活における基本的なサポート方法を学びました。また、盲導犬を利用している小柳十三也氏には、外出時の安全な歩行をサポートする盲導犬の役割や、生活を共にするパートナーでもある盲導犬との日常をお話ししていただきました。

一人ひとり見え方が違い出来ることもそれぞれ違うので、声を掛ける時はどうして欲しいのか相手に確認することが大切で、そして対等な立場で接することも大切とのことでした。

なお、当事者の方達から行事等に参加する際に送迎をしてくださる方がいると助かると話されていたので、ご協力できる方はご連絡ください。



❀ 除雪ボランティア募集 ❀

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等で自力で除雪ができず、近くに手伝ってくれる家族や親戚がない世帯への除雪作業にご協力をお願いいたします。

センターが窓口になり、依頼者と協力者の日程を調整します。



【問合せ先】地域福祉課(ボランティアセンター事務局) ☎57-5877

生活福祉資金貸付制度の案内

昭和30年に民生委員の世帯更生運動から創設された貸付制度で、他の貸付制度等が利用できない所得の低い世帯、障がいを持つ人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、地区の民生委員等による相談支援に併せて、資金の貸付を行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする国の制度です。

生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月）に伴い、総合支援資金や緊急小口資金の貸付を利用する方については、生活困窮者自立支援制度と連携した支援を行っています。

利用いただける世帯

- ①低所得世帯
世帯の収入が概ね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活保護基準の1.7倍以下の世帯
- ②障がい者世帯
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯
- ③高齢者世帯
日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の所得が生活保護基準額の2.5倍以下の世帯

利用できない世帯

- ①暴力団員が属する世帯
- ②現在居住地に住民登録のない方
- ③債務の返済に充てるために資金を借りようとする方
- ④民生委員及び市町村社会福祉協議会の指導援助を拒否する方
- ⑤自立及び償還の見込がないと認められる世帯等

貸付資金の種類

緊急小口資金

- 対象世帯：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合（要件あり） …………… 10万円以内

教育支援資金

- 対象世帯：低所得世帯、生活保護世帯
- 教育支援費
高校、高等専門学校、短大、大学への就学費用
①高校 …………… 月3.5万円以内
②高等専門学校、短大 …………… 月6.0万円以内
③大学 …………… 月6.5万円以内
- 就学支度費
入学時に必要な費用 …………… 50万円以内
※通常の貸付月額上限では学費が不足するなど一定要件に該当する場合には、教育支援費の貸付上限額を従来の1.5倍まで可能。

不動産担保型生活資金

- 対象世帯：高齢者世帯
- 不動産担保型生活資金
低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
土地の評価額の70%程度 …… 月30万円以内

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%）
生活扶助額の1.5倍以内
※不動産担保型生活資金のみ貸付利率は、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率を適用。

総合支援資金

- 対象世帯：低所得世帯
※世帯の収入や失業により日常生活全般に困難を抱えている世帯
- 生活支援費
生活再建までに必要な費用
（単身） …………… 月15万円以内
（2人以上） …………… 月20万円以内
- 住居入居費
住宅の賃貸契約の費用 …………… 40万円以内
- 一時生活再建費
生活再建に必要な費用 …………… 60万円以内
※離職期間が2年以上ある方は対象外

福祉資金 福祉費

- 対象世帯：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯
※日常生活上又は自立生活に資するため一時的に必要な費用を貸付
生業を営むために必要な経費 …………… 460万円以内
技能習得及び生計維持経費 …………… 習得期間により580万円以内
住宅の増改築、補修等経費 …………… 250万円以内
福祉用具等の購入に必要な経費 …………… 170万円以内
障害者用自動車の購入経費 …………… 250万円以内
負傷・疾病の療養に必要な経費
介護・障害者サービスを受けるための経費 …………… 療養等の期間により230万円以内
災害により臨時に必要な経費 …… 150万円以内
冠婚葬祭に必要な経費
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
就職、技能習得等の支度に必要な経費
その他日常生活上一時的に必要な経費 …………… 50万円以内

【貸付利率】

- 連帯保証人を立てた場合「無利子」
- 連帯保証人を立てない場合「年1.5%」
※緊急小口資金は無利子（連帯保証人不要）
※教育支援資金及び福祉費（技能習得費・支度費）は、世帯の生計中心者が連帯借受人となった場合、無利子になります。

【延滞利率】

年5.0%

詳細は地域福祉課

☎57—5877

SAITO
ピアレマート
田上店



末廣館



登録いただいた企業の写真を随時掲載しますの
で、たくさんのご登録をお待ちしております！

【問合せ先】 地域福祉課 ☎57-5877

あなたが
地域支え合いの一員
ながら見守り活動隊!!

何かしながらやろって!!

グループホーム
陽だまりの家



鈴木
クリーニング店



表彰おめでとう 永年の功績を
称えて
ございます

第73回
新潟県民福祉大会

新潟県共同募金会会長表彰

共同募金運動優良地区表彰 ●本田上第三地区
●清水沢第二地区

共同募金運動優良団体表彰 ●湯川壽会




あなたの資格を活かしませんか? 職員募集

主任介護支援専門員 (常勤職員)

お気軽にお問合せください
【問合せ先】 法人事務局 担当:西澤、桑原 ☎57-6270

| | |
|----------|--|
| 仕事の内容 | 居宅介護支援事業所における介護支援専門員(ケアマネジャー)業務を行います。 |
| 勤務時間 | 日勤 8:30~17:30 (休憩60分) |
| 給与 | 月給 186,200円~191,000円 別途資格手当10,000円 相談支援対応手当3,000円 通勤手当を支給します。 |
| 必要な資格・要件 | ・普通自動車免許 ・主任介護支援専門員研修修了 ・年齢 不問 |



利用者さんの作品を紹介します♪



れいせんせいとぼく

HOTなひととき
社協ギャラリー④

竹の友幼稚園 さとうきょうすけ君

ご協力ありがとうございます。

羽生田 みどり福祉会

◆168号に掲載した「令和5年度社協賛助会員」の追加がありました。

**冬期間のヘルパー車
駐車をお願い**

ヘルパーが利用者宅へ訪問した際、積雪状況により利用者宅の敷地内ではなく近隣に車両を駐車させていただく場合がありますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。

【問合せ先】訪問介護課
☎57-6271

